

川辺町学校給食共同調理場

給食調理等業務委託プロポーザル実施要領

川辺町学校給食共同調理場給食調理等業務に係る公募型プロポーザル方式実施要領

川辺町学校給食共同調理場給食調理等業務に係る公募型プロポーザル方式を以下のとおり実施する。

令和3年10月1日

川辺町長 佐藤 光宏

1 目的

この要領は、川辺町において実施している学校給食を、「安全・安心」で「楽しく」「おいしい」給食として児童・生徒に提供するため、複数の業者から最新の知識と技術、さらには豊富な経験に基づく企画の提案を受け、町の選考基準により審査したうえで委託業者を選考することを目的とする。

2 委託業務

川辺町学校給食共同調理場給食調理等業務委託

※ 業務の詳細については、川辺町学校給食共同調理場給食調理等業務委託仕様書を参照のこと。

3 選考方式

公募によるプロポーザル方式

4 応募要件

応募事業者は、次の要件を満たしていること。

- (1) 会社経歴及び経営状態が正常かつ良好なこと。
- (2) 学校給食に深い理解を有し、学校給食の目標達成に協力的であること。また、アレルギー対応給食の提供について理解していること。
- (3) 学校給食に関する安全衛生管理について、十分な能力を有していること。
- (4) 給食調理業務等従事者に対し、食品の安全衛生管理に関する教育が徹底されていること。

5 応募事業者の制限

次のいずれかに該当する者は、応募事業者となることはできない。

- (1) 公募開始日から契約締結日までの間に、川辺町建設工事請負契約等に係る入札参加資格停止等措置要領に基づく指名停止を受けている者。
- (2) 国税及び地方税を滞納している者。
- (3) 食品衛生法の規定により営業の許可を取り消され、当該取り消しの日から起算して2年を経過していない者。
- (4) 令和2年4月1日以後に、食品衛生法に基づく営業禁止又は営業停止処分を受けた者。

6 失格要件

提案書を提出してから受託者が決定するまでの間に、次のいずれかに該当した場合は、失格又は審査の対象より除外とする。

- (1) 応募事業者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合
- (2) 一の応募事業者が複数の提案を行った場合
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (4) 虚偽の内容が記載されている場合
- (5) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (6) 著しく信義に反する行為があった場合

7 応募に関する留意事項

- (1) 応募事業者は、提案書の提出をもってこの実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 応募に関して必要な費用は、応募事業者の負担とする。
- (3) 応募事業者から実施要領に基づき提出される書類の著作権は、原則として作成者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は、町に帰属する。
- (4) 応募事業者から実施要領に基づき提出される書類は、提出期間に限り補正することができる。提出期間終了後は変更することができないものとし、また、その理由如何に関わらず提案書の返却はしない。
- (5) 町が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めたり、記載内容に関する聞き取り調査を行うことがある。

8 給食調理業務等従事者の選考

- (1) 仕様書に掲げる給食調理業務等従事者の配置及び資格要件を満たすこと。

9 プロポーザルのスケジュール（事情により変更となる場合があります）

- (1) 参加表明書提出期限・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 令和3年11月1日まで
- (2) 説明会及び現地見学会・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 令和3年10月25日(午前中)
- (3) 質問の受付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 令和3年11月1日から
令和3年11月10日まで
- (4) 質問に対する回答・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 令和3年11月15日まで
- (5) 提案書等の提出期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 令和3年11月1日から
令和3年11月22日まで
- (6) 第1次審査（書類審査）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 令和3年11月25日
- (7) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒヤリング） 令和3年11月30日
- (8) 契約の締結・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 令和4年4月1日

10 提案書等の提出

- (1) 提案書等は、一応募事業者につき1案とし、2案以上の提出は認めない。
- (2) 提出部数は14部とする。ただし、正式な提案書等は1部とし、残りの13部はコピーでも構わない。
- (3) 提案書等の提出書類は、次のとおりとする。各様式を補完する書類の添付は妨げない。

番号	書 類 名	様式番号	要提出
1	プロポーザル参加表明書	様式第1号	○(事前)
2	企業理念に関する提案書	様式第2号	○
3	経営状況に関する報告書	様式第3号	○
4	業務実績又は受託体制に関する提案書	様式第4号	○
5	危機管理体制に関する提案書	様式第5号	○
6	提案内容の的確性に関する提案書	様式第6号	○
7	給食調理業務等従事者の雇用に対する待遇の提案書	様式第7号	○
8	給食調理業務等従事者研修計画に関する提案書	様式第8号	○
9	学校との食育推進に関する提案書	様式第9号	○
10	コスト削減に対する取り組みに関する提案書	様式第10号	○
11	見積書	様式第11号	○
12	直近3年分の国税及び地方税の納税証明書(本社のみ)		○
13	登記事項証明書(商業登記)		○
14	会社案内のパンフレット		○
15	不測の事態発生時の独自の対応マニュアル		※1
16	学校給食衛生管理基準に基づいた独自のマニュアル		※1
17	質問書	様式第12号	※2

※1 独自のマニュアルが作成されている場合は添付してください。

※2 質問がある場合のみ提出してください。

11 プロポーザルの審査

プロポーザルの審査は、川辺町給食調理業務等委託業者選考委員会(教育長、校長、町職員等)が行うものとする。

12 書類審査及び提案の選考

この実施要領における審査は、第1次審査及び第2次審査で行うものとします。第1次審査の結果により上位5事業者を選考し、その上位5事業者の第2次審査によるプレゼンテーション及びヒヤリングを行う。

(1) 第1次審査（書類審査）

選考委員会は、提案書等に記載された内容、見積書及び会社概要等について、「給食調理業務等委託業務におけるプロポーザル審査基準」により採点を行い、総合評価点で順位付けを行い、得点の高い上位5業者を選考する。ただし、応募事業者が5業者に満たないとき又は評価の低い応募事業者が複数あるときは、5業者に満たない応募事業者を選考することがある。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒヤリング）

選考委員会は、第1次審査において選考された応募事業者を対象に、1事業ずつプレゼンテーション及びヒヤリングによる審査を行います。プレゼンテーションは20分以内とし、ヒヤリングを20分程度行う。また、パワーポイント等のパソコンを利用する場合は、各自ご持参ください。なお、第2次審査の順番については、第1次審査で選考された事業者の中で、提案書等の受付順とする。

(3) 審査の結果

第1次審査及び第2次審査における選考結果は、該当事業者全員に通知をもって連絡する。また、第2次審査における選考結果は、町のホームページで公表する。

1.3 プロポーザル審査における着眼点

第1次審査及び第2次審査における評価項目は次のとおりとする。

(1) 企業評価

ア 企業理念・・・配点（1次審査15点、2次審査10点）

- ・学校給食に対する基本的な考え方
（本業務の趣旨と合致、先進的な取り組みへの姿勢）
- ・学校給食調理業務に取り組む意欲
（本業務の事業展開の発展性、将来性）

イ 経営状況・・・配点（1次審査5点、2次審査5点）

- ・経営母体の財務健全性
（5年間継続した請負の可能性）

ウ 業務実績又は受託体制・・・配点（1次審査10点、2次審査5点）

- ・学校給食調理業務の受託実績又は受託体制
（受託実績はあるか、受託できる体制の整備）

(2) 技術力評価

ア 危機管理体制・・・配点（1次審査50点、2次審査20点）

- ・調理及び配送事故、異物混入等発生時の処理体制
（事故発生時の対応）
- ・食中毒、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症等発生時の配食体制
（事故発生時の配食体制、マニュアルの作成）
- ・給食調理業務等従事者の健康管理体制

(給食調理業務等従事者の健康管理体制)

イ 提案内容の的確性・・・配点（1次審査50点、2次審査20点）

- ・こども園給食の専門性、サービス水準
(サービス水準向上のための取り組み)
- ・安定的な提供に関する実施方針
(指揮命令系統、町との連絡体制)
- ・給食調理業務等従事者の配置計画
(有資格者、実務経験者の配置などの組織体制)

ウ 給食調理業務等従事者の雇用に対する待遇・・・配点（1次審査20点、2次審査10点）

- ・給食調理業務等従事者の休暇の確保及び代替員確保体制
(有給休暇の取扱い、休暇の代替員の確保)
- ・給食調理業務等従事者の勤務体制とローテーション
(長期雇用の取り組み、給食調理業務等従事者の負担軽減)
- ・地元採用計画
(地元採用の優先性)

エ 給食調理業務等従事者研修計画・・・配点（1次審査10点、2次審査5点）

- ・給食調理業務等従事者に対する巡回指導
(給食調理業務等従事者の監視、指導の徹底)
- ・受託から給食開始までの研修計画
(業務の引継計画、指揮命令系統の確立)

オ 学校との食育推進・・・配点（1次審査10点、2次審査5点）

- ・学校との連携と食育の取り組み
(学校との連携、食育の推進)

(3) コスト評価

ア コスト削減に対する取り組み・・・配点（1次審査30点、2次審査20点）

(コスト削減への姿勢)

1.4 委託金額の上限

この給食調理等業務にかかる委託金額の上限は下記のとおりとし、提案書等で提出された金額をもとに契約を締結する。町は、契約金額のうち令和4年度から令和8年度までの金額を債務負担行為として予算計上。

令和4年度	37,800千円 + (消費税及び地方消費税)
令和5年度	37,800千円 + (消費税及び地方消費税)
令和6年度	37,800千円 + (消費税及び地方消費税)
令和7年度	37,800千円 + (消費税及び地方消費税)

令和8年度 37,800千円 + (消費税及び地方消費税)
合計 189,000千円 + (消費税及び地方消費税)

1.5 契約の締結

- (1) 2次審査の最高得点者を本業務の最優先候補者とし、契約交渉を行う。
- (2) 最優先候補者が契約を締結しない場合は、次に得点の高い事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した事業者と契約を締結する。
- (3) 審査委員会が適切でない事業者と判断した場合は、契約交渉を行わない。
- (4) 当初契約においては、5年間調理食数等変更がないものとした金額で契約する。ただし、調理食数の大幅な変動又は消費税率の変更等により経費に変動がある場合は、双方の協議により変更契約できるものとする。
- (5) 予算が成立しなかった場合は、契約は締結しない。

1.6 その他

- (1) 契約を締結する予定の事業者は、その選定された日から令和4年3月31日までの間を準備期間とし、指導員の確保、指揮命令系統の確立、備品の確認等を行うものとする。なお、開設の準備に要する費用は、事業者の負担とする。

1.7 質問の受付・回答

- (1) 提出方法 参加事業者は、法人名、担当者名、担当者連絡先及び質問内容を簡潔にまとめ、FAX又は電子メールで提出するものとし、電話での質問は受け付けない。なお、FAX及び電子メールにて質問内容を送信した際には、必ず電話で受信の確認を行うこと。
- (2) 提出先 川辺町教育委員会事務局
TEL : 0574-53-2650 (内 513) FAX : 0574-53-6006
電子メール : kyouiku@kawabe-gifu.jp
質問受付期限 : 令和3年11月10日(水)まで
- (3) 回答方法 質問はまとめて電子メールにより全参加事業者へ回答する。なお、軽易な事項(実施要領及び仕様書の記載内容の確認等)については、その都度個別に回答することがある。